

バルサアカデミー葛飾校への対応について

1 経緯

- (1) 平成 23 年 6 月 17 日付けで F C バルセロナオフィシャルスクールの誘致活動を行っていた「プロサッカークラブオフィシャルスクールの葛飾区開校を進める会（一般財団法人キッズチャレンジ未来の前身）」から葛飾区長あてに支援についての依頼文が提出された（別紙 1）。
区は、依頼文提出を受け、会場及び付帯設備を確保することとし、併せて、F C バルセロナオフィシャルスクール関係者に対して、平成 23 年 7 月 29 日付けで「東金町運動場の使用承認について」の文書を提出した（別紙 2）。
- (2) 平成 24 年 6 月 20 日付けで F C バルセロナ市場調査部長からスクール開校に前向きな姿勢を示す通知があった（別紙 3）。
- (3) 平成 25 年 1 月 31 日付けで一般財団法人キッズチャレンジ未来と「FCB エスコラキャンプ実施に係る覚書」を締結し（別紙 4）、平成 25 年から平成 26 年までの間に 8 回（延べ 33 日間）のキャンプ（短期教室）が実施された。
- (4) 平成 27 年 1 月 30 日付けで覚書を廃止し、同日、一般財団法人キッズチャレンジ未来と「FCB Escola KATSUSHIKA 実施に関する協定書」を締結した（別紙 5）。
- (5) 平成 27 年 4 月から、一般財団法人キッズチャレンジ未来が主体となり、株式会社 Amazing Sports Lab Japan が運営をサポートする形で F C バルセロナオフィシャルスクールが開校した。
- (6) 令和 6 年 3 月 5 日、一般財団法人キッズチャレンジ未来代表理事から令和 5 年 4 月 1 日からバルサアカデミー葛飾校の運営は一般財団法人キッズチャレンジ未来と株式会社 Amazing Sports Lab Japan との共同運営になったとの説明を受けた。
- (7) 区は、一般財団法人キッズチャレンジ未来の決算報告書を確認する中で、事業譲渡を認識し、株式会社 Amazing Sports Lab Japan 及び一般財団法人キッズチャレンジ未来との打合せの中で、バルサアカデミー葛飾校の事業譲渡について確認した。
- (8) 令和 6 年 12 月 27 日付けで一般財団法人キッズチャレンジ未来と解約合意書を取り交わした（別紙 6）。

2 令和7年4月以降の対応について

現時点では、課題が多いことから、株式会社 Amazing Sports Lab Japan との協定は締結しない。ただし、スクールに在籍している子どもたちへの影響を考慮し、株式会社 Amazing Sports Lab Japan からの申請を受け、令和7年4月1日から同年9月30日までの6か月間は、従前の範囲を上限に東金町運動場多目的広場の使用を承認するものとする。

平成23年6月17日

葛飾区長

青木 克徳 様

プロサッカークラブオフィシャルスクール
の葛飾区開校を進める会 代表 秋元雅義プロサッカークラブオフィシャルスクール
の葛飾区開校に関する支援のお願い

日頃から、区民福祉の向上、青少年の健全育成にご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、私どもは、少年少女の健全育成の一環として、欧州強豪サッカークラブチームのオフィシャルサッカースクールをこの葛飾区で開校すべく、関係各所と協議・調整を進めております。

すでに福岡県営球技場や愛知県小牧市スポーツ公園を活動の拠点として、プロサッカークラブチームのオフィシャルスクールが開校されており、子ども達がのびのびと練習しています。これらのサッカースクールは、単に技術を教えるだけでなく、サッカーをはじめとするスポーツに内在する、友情、忍耐力、切磋琢磨、チームワーク、フェアプレーなどの価値観を通じた少年少女の育成に重きを置いており、私どもはこの理念に感銘し、現在、スペインに本拠地を置く、「FCバルセロナオフィシャルサッカースクール」の誘致活動を進めているところです。

貴区の基本計画におきましても、リーディングプロジェクトに「文化とスポーツのまち構想」を掲げており、トップクラブのオフィシャルスクールの誘致はこの構想とも合致するものであり、青木区長が掲げる「夢と誇りあるふるさと葛飾」の実現の一端にも寄与するものと考えております。

また、葛飾区出身である漫画家の高橋陽一氏の作品「キャプテン翼」の主人公である「大空 翼くん」の活躍の舞台は「南葛FC」から「FCバルセロナ」であり、世界で最も有名な日本人のひとりとされ、「FCバルセロナ」と葛飾区との関係も大変深く、このオフィシャルサッカースクールを葛飾区で開校する意義は大変深いものと認識しております。

つきましては、このサッカースクールが拠点とするグラウンドの確保などに特段のご配慮とお力添えをいただきたく、ここにお願ひ申し上げる次第であります。



FC バルセロナ

オフィシャルスクール関係者各位

FC バルセロナオフィシャルスクールあて東金町運動場の使用承認について

FC バルセロナオフィシャルスクールが、2012年4月から葛飾区東金町運動場の施設を使用することを承認します。

葛飾区は、日本の首都東京の中でも水と緑豊かな地域です。東金町運動場も都内有数の自然公園である水元公園に立地しており、少年野球場やテニスコート、サッカー場などがあり、子ども達がスポーツをするには最適な環境にあります。現在、この利用環境をさらに向上させるための準備を進めています。

また、葛飾区は、“キャプテン翼”の原作者、高橋陽一氏の出身地であり、すなわち“キャプテン翼”のふるさとでもあります。将来、本物の“翼”がふるさと葛飾から誕生することを楽しみにしており、区をあげてオフィシャルスクールの開校を歓迎します。

葛飾区を代表して、“FCBEscola”の葛飾区内での開校を目指している“財団法人キッズチャレンジ未来”（代表：秋元雅義氏）を心より推薦いたします。“キッズチャレンジ未来”は、青少年の健全育成を願う葛飾区民が力を結集して設立する団体であり、必ずやサッカーを通じて少年少女の育成を行っている“FCBEscola”の貴重な一員となることでしょう。

FC バルセロナからの良い返事をお待ちしています。

2011年7月29日

葛飾区長 青木 克徳

ロラン・コレット

(FC バルセロナ市場調査部長)

葛飾区長 青木克徳様

FC バルセロナを代表しまして、私たちは葛飾区と、そして、あなた方が設立した法人でありバルセロナサッカースクール葛飾校 (FCBESCOLA KATSUSHIKA) の設立にむけて活動している「財団法人キッズチャレンジ未来」とともに協働できることを心待ちにしていることをお伝えします。

ご存知であると思いますが、私たち FC バルセロナは世界でもトップクラスのサッカークラブであり、私たちは葛飾区に対して、バルセロナに所属する選手を育成する過程を通じて確立した青年層を対象としたサッカー技術の伝承はもちろんのこと、青年層が健全に人格を形成していくことへのサポート、これらに対する確かなノウハウを有しております。

私たちバルセロナは日本のサッカー市場をグローバル戦略上の観点から最重要地域と考えております。今回の葛飾区の協働事項のみならず、私たちの考え方や方針、活動が日本に浸透するためには葛飾区とどのように協力し、活動していくか、さらに探っていきたいと考えております。

FC バルセロナを代表しまして、葛飾区が私たち FC バルセロナをパートナー候補として考慮していただいていることに感謝いたします。葛飾区からの返事を心待ちにしております。

2012 年 6 月 20 日 (水)



覚 書

葛飾区（以下「甲」という。）と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「乙」という。）は、乙が実施するFCBエスコラキャンプ（以下「キャンプ」という。）の実施を契機に、甲乙が相互に協力してスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、以下のとおり覚書を取り交わす。

（キャンプ実施場所）

第1条 キャンプの実施場所は、葛飾区東金町運動場多目的広場（東京都葛飾区東金町八丁目27番1号）（以下「多目的広場」という。）とする。

（多目的広場の使用）

第2条 乙は、キャンプ実施のための多目的広場の使用に関し、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年教育委員会規則第20号）第6条第3項ただし書きの規定に基づき使用申請するものとする。

2 乙は、多目的広場の使用に関し、葛飾区体育施設条例（昭和59年葛飾区条例第5号）第16条の規定により利用料金を支払うものとする。

（第二管理棟の使用）

第3条 乙は、キャンプの実施に伴う東金町運動場第二管理棟（以下「第二管理棟」という。）の使用に関し、葛飾区教育委員会が定める方法により、使用申請の手続きを行うものとする。

2 乙は、第二管理棟の使用に関し、教育委員会と賃貸借契約を結ぶものとする。

（スポーツの振興及び地域活性化策の実施）

第4条 甲と乙は、相互に協力してスポーツの振興及び地域活性化を図るものとする。

2 スポーツの振興及び地域活性化策の実施にあたり、連携・協働する内容については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

（定めのない事項）

第5条 この覚書に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この覚書取り交わしの証として、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年1月31日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

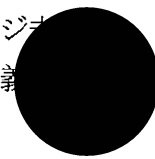
葛飾区長 青 木 克 徳



乙 東京都葛飾区四つ木三丁目20番4号

一般財団法人キッズチャレンジ

代表理事 秋 元 雅 幸



FCBEscola KATSUSHIKA 実施に関する協定書

葛飾区（以下「甲」という。）と一般財団法人キッズチャレンジ未来（以下「乙」という。）は、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、FCBEscola KATSUSHIKA（以下「FCB葛飾」という。）を通じて、甲及び乙が相互に協力して葛飾区のスポーツの振興及び地域活性化を図ることを目的として、FCB葛飾が第2条に規定する多目的広場の使用申請及び第3条に規定する第二管理棟の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 FCB葛飾とは、葛飾区においてサッカーの普及と指導を目的とし、FCバルセロナのサッカー哲学に基づいたトレーニングメソッドを学ぶことができる乙が実施するサッカーアカデミーをいう。

（多目的広場の使用）

第2条 乙は、FCB葛飾の実施のための葛飾区東金町運動場東金町多目的広場（東京都葛飾区東金町八丁目27番1号。以下「多目的広場」という。）の使用申請について、葛飾区体育施設条例施行規則（平成18年葛飾区教育委員会規則第20号）第6条第3項ただし書の規定により、同項に規定する申請期間前に行うことができるものとする。

（第二管理棟の使用）

第3条 乙は、FCB葛飾を実施するに当たり、東金町運動場第二管理棟（以下「第二管理棟」という。）を使用することに関し、教育委員会と賃貸借契約を締結することができる。

（スポーツの振興及び地域活性化策の実施）

第4条 甲及び乙は、第1条に規定する目的を達成するためのスポーツ振興策及び地域活性化策を連携及び協働で行うものとし、その実施に当たっては、甲及び乙で協議するものとする。

（有効期間等）

第5条 本協定の有効期間（以下「有効期間」という。）は、本協定を締結した日から平成29年3月31日までとする。ただし、有効期間の満了の日の3箇月前までに、甲又は乙のいずれからも本協定の更新を拒絶する申出がない場合は、有効期間を1年間

更新するものとし、その後も同様とする。

- 2 前項ただし書の規定による更新拒絶の申出をする場合は、甲又は乙は、文書にて通知をしなければならない。

(定めのない事項)

第6条 この協定書に定めのない事項又は双方に疑義の生じた事項については、甲及び乙で協議の上、定めるものとする。

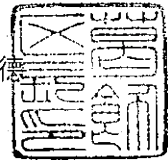
この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年1月30日

甲 東京都葛飾区立石五丁目13番1号

葛飾区

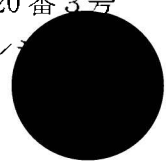
葛飾区長 青 木 克 徳



乙 東京都葛飾区四つ木三丁目20番3号

一般財団法人キッズチャレン

代表理事 秋 元 雅





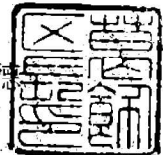
解 約 合 意 書

葛飾区(以下「甲」という。)と一般財団法人キッズチャレンジ未来(以下「乙」という。)は、平成27年1月30日付けFCBEscola KATSUSHIKA 実施に関する協定書第6条の規定に基づく協議を行った結果、同協定を令和7年3月31日をもって終了することに合意した。

当該同意の証として、本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年12月27日

甲 葛飾区立石五丁目13番1号
葛飾区
葛飾区長 青 木 克 徳



乙 葛飾区四つ木三丁目20番3号
一般財団法人キッズチャレン
代表理事 秋 元 雅 彦

